

佐倉ふるさと広場拡張整備・運営管理事業
公募設置等に係る基本協定書（案）

令和●年●月
千葉県佐倉市

佐倉ふるさと広場拡張整備・運営管理事業 公募設置等に係る基本協定書 (案)

佐倉市（以下「甲」という。）と、佐倉ふるさと広場拡張整備・運営管理事業の設置等予定者である●●●●（以下「乙」という。）は、佐倉ふるさと広場拡張整備・運営管理事業（以下「本事業」という。）に関する基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

なお、本協定に別段の定めがある場合を除き、本基本協定において用いる用語の定義は、「佐倉ふるさと広場拡張整備・運営管理事業公募設置等指針及び指定管理者募集要項」（以下「公募設置等指針」という。）に定められたとおりとする。

（趣旨）

第1条 本基本協定は、本事業の円滑な実施のため、本事業に係る実施協定（以下「実施協定」という。）を締結するまでの間の甲及び乙の義務等の基本的事項を定めるものとする。

（責務）

第2条 甲及び乙は、本基本協定の定めを信義に従い、誠実に履行しなければならない。

2 乙は、公募設置等指針等及び公募設置等計画等をもとに、甲のほか、河川管理者、交通管理者、道路管理者、上下水道管理者、その他の各関係機関と協議を行う。

3 乙は、前2項に規定する協議及び佐倉ふるさと広場整備等事業者選定委員会からの意見や要望事項等を踏まえ、必要に応じ公募設置等計画等の一部変更等（以下「変更行為」という。）の対応を行ったうえで、公募設置等計画等を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

4 甲は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の5に基づき、前項で承認した公募設置等計画について、当該公募設置等計画が適当である旨の認定を行う。

（役割分担等）

第3条 本事業の実施に際し、乙は、次のとおり分担して実施するものとする。

業務名	担当法人 (代表法人／構成法人／協力法人)
公募対象公園施設の整備	●●●●
公募対象公園施設の管理運営	●●●●

特定公園施設の整備・譲渡	●●●●
利便増進施設の設置	●●●●
利便増進施設の管理運営	●●●●
特定公園施設を含む公園全体の管理運営業務（指定管理業務）	●●●●
独自事業の実施に伴う公園施設の整備	●●●●

※提案に応じ適宜修正します。

（構成法人の離脱）

第 4 条 構成法人のいずれかが本事業から離脱した場合であっても、代表法人及び他の構成法人は、この離脱にかかわらず本事業を継続して実施する責任を負うものとする。

2 構成法人のいずれかが本事業から離脱したことによって甲に損害が発生した際は、乙は、甲に発生した損害の全てを連帯して賠償しなければならない。

（実施協定）

第 5 条 甲及び乙は本事業の実施に向けての協議及び第 2 条第 4 項に規定する公募設置等計画の認定を経て、実施協定を締結するものとする。

2 実施協定は、令和●年●月●日までに締結するものとする。ただし、甲又は乙がやむを得ないと認める場合は、甲と乙が協議して新たに期限を定めるものとする。

3 前項の規定により新たな期限を設けようとする場合は、甲又は乙は、相手方に対して令和●年●月●日までに協議を申し出なければならない。

（実施協定不調の場合における処理）

第 6 条 次の各号に掲げる事由により前条に規定する実施協定の締結に至らなかった場合における費用（甲又は乙が本事業の準備のために要した費用及びこの条の規定により本基本協定を解除するために要した費用）については、本基本協定の当事者各自の負担とし、相手方にその費用を請求することができない。

(1) 天災地変、感染症の蔓延その他甲又は乙のいずれの責めにも帰すことができない事由により次の状態となった場合

ア 本事業の実施が不可能又は極めて困難になった場合

イ 佐倉ふるさと広場の管理運営に関し、極めて重大な変更があった場合（アに掲げる場合を除く。）

(2) 次条の規定により、本基本協定が解除された場合（同条第 3 項に該当する

場合を除く。)

(任意解除)

- 第 7 条 乙は、乙の都合により本事業を実施できなくなった場合においては、甲と協議の上、設置等予定者の地位を辞退し、本基本協定を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定により、設置等予定者の地位を辞退し、本基本協定を解除しようとするときは、令和●年●月●日（第 5 条第 2 項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限の 1 か月前）までに甲に対してその旨を申し出なければならない。
- 3 乙は、第 1 項の規定により本基本協定が解除された場合であって、前項に定める期日までに、設置等予定者の地位を辞退し、本基本協定を解除する旨の申し出をしなかったときは、甲に対して違約金を支払わなければならない。
- 4 前項の違約金の額は、金●●●,●●●円とする。
- 5 前 2 項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(強制解除)

- 第 8 条 次に掲げる場合は、甲は、事前に乙に通知し、乙と協議することなく、乙の設置等予定者の地位を解消し、本基本協定を解除することができるものとする。
- (1) 第 5 条第 2 項に規定する期限（同項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限）までに実施協定が締結されない場合
- (2) 乙が、令和●年●月●日（第 5 条第 2 項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限の 1 か月前）までに変更行為を完了できない場合（甲が実施協定の締結に支障がないと認めた場合を除く。）
- (3) 乙が、次条の規定に違反した場合で、甲が本事業の実施に支障があると認める場合
- (4) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条、第 6 条、第 8 条第 1 号又は第 19 条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した場合
- (5) 乙又はその役員若しくは使用人が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する罪を犯し、刑に処せ

られた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）場合

- (6) 前 2 号に規定するもののほか、乙又はその役員若しくは使用人が独占禁止法違反行為をし、又は刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになった場合

- (7) 乙が、次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められる場合

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる場合

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められる場合

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる場合

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる場合

- (8) 乙が、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てを受けた場合

- 2 前項に掲げる場合により、乙の設置等予定者としての地位が解消され、本基本協定が解除された場合は、乙は、連帯して、甲に対して違約金を支払わなければならない。ただし、前項第 1 号又は第 2 号に掲げる場合であって乙の帰責事由によらない場合は、この限りでない。

- 3 前項の違約金の額は、金●●●,●●●円とする。

- 4 前 2 項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超える場

合、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密保持)

第 9 条 甲及び乙は、本事業に関して相手方から秘密情報として取得した情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示し、又は本基本協定の履行の目的以外に使用してはならない。ただし、法令の規定に基づき開示が要求される場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合、又は甲が佐倉市情報公開条例（平成 13 年 3 月 28 日条例第 2 号）等に基づき開示する場合は、この限りでない。

(協定の変更)

第 10 条 本基本協定の変更は、甲及び乙の書面による合意により行うものとする。

(有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から実施協定締結の日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 9 条、次条及び第 13 条の規定の効力は、本基本協定の有効期間の終了後においても存続する。

(協議等)

第 12 条 本基本協定に定めのない事項につき疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

(言語、通貨、計算単位等)

第 13 条 本協定の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

2 本協定に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計算単位は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 14 条 本基本協定は、日本国の法令にしたがって解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の法律関係に基づく訴えについては、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定書を●通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●●年●●月●●日

甲	所在地	千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地
	商号又は名称	佐倉市
	代表者	市長 西田 三十五

乙	代表法人	
	所在地	●●●●
	商号又は名称	●●●●
	代表者名	●●●●

構成法人	
所在地	●●●●
商号又は名称	●●●●
代表者名	●●●●

構成法人	
所在地	●●●●
商号又は名称	●●●●
代表者名	●●●●